

政策調整会議の概要

開催日 平成 21 年 12 月 17 日 (木)

◎項 目

- 1 高知県暴力団排除条例（仮称）について【警察本部】
- 2 事業執行計画について【総務部】

◎内 容

- 1 高知県暴力団排除条例（仮称）について【警察本部】

警察本部から、高知県暴力団排除条例（仮称）について説明後、意見交換を行った。

【概要説明】

- ・本県の暴力団については、昨年 11 月に発生した手りゅう弾使用の企業対象連続爆破事件や、今年 2 月に発生した室戸岬における大量覚せい剤密輸事件などの凶悪重要事件のほか、分譲宅地における不法占拠事案など、社会のあらゆる場面で利権を求めて介入している現状にある。さらに、暴力団事務所進出問題のある地域などでは、住民の生活圏の安全・安心を侵害している。
- ・これらに対し、警察では、徹底した取締りや各種暴力団排除活動を強力に推進しているところだが、新規暴力団事務所の開設や運営の規制、事業者による暴力団への利益供与の規制など、現在の法律では規制できていない現状があるため、これらの問題点を県の条例で規制する必要がある。今後、暴力団犯罪の重罰化など国への立法要請を行うとともに、一部罰則規定を含む県条例を制定する必要があると考えている。
- ・現段階の県条例案の内容としては、暴力団事務所の立地規制、みかじめ料など事業者による資金提供の禁止、暴力団事務所に使用されることを知っての不動産取り引きやその仲介の禁止、学校における暴力団に加入させない教育の推進、県の役割等の明記、警察による暴力団排除関係等の保護措置などを考えている。
- ・今後、警察本部内での調査・研究を進めながら、県の関係機関の皆様方や県民の方々等の意見を伺い、作業を進めていきたい。また、素案ができた段階で県の関係部局・関係課にも意見照会をしたい。

【主な意見】

- ・なぜ国ではなく県条例で規制をしないといけないのか。
→現在、暴力団対策法の中で一定の規制はあるが、細部事項までは規制されていない。警察庁も立法措置を考えているが、まだそこまで至っていないため、現行では都道府県段階で条例を作って、対応するという方針である。
- ・この条例では、仮に暴力団への利益供与をしている企業があった場合、そのような企業を公表することはあるのか。
→それらも視野に入れていきたい。
- ・県の工事を入札で（落札して）行っている企業が、暴力団に対して献金のようなものをしているというようなことが発覚した際、関連して一定期間指名停止なり受注資格の剥奪など罰則的な措置をすれば、関係部局に大いに絡んでくるのではないかと。実効あるものにするためには、部局内でも、最低こういう（政策調整会議などの）メンバーが中心になって議論していくことが必要ではないかと思う。そのための配慮もお願いしたい。（副知事）

2 事業執行計画について【総務部】

総務部から、事業執行計画について説明後、意見交換を行った。

【概要説明】

- ・事業執行計画の上半期分については、当初予算の事業 154 事業を挙げており、そのうち、52 事業について課題が生じていると考えている。事業の進捗が遅れ気味であるものが 22 件、予算編成時にニーズが十分に把握できていないものが 19 件、事業期間内に効果が表れていないものが 11 件である。これらには改善策を講じることで事業効果を高め、県民満足度の向上を図ることを考えていくべきである。
- ・全庁的に見た場合にも、例えば事業執行計画を作る段階で、事業の課題や達成目標を明確にすることが大切である。また、今後、国から県へ、県から市町村への権限移譲ということもあるので、本来県で行うべきことかどうかということも考えていく必要があると思っている。さらに、事務事業の見直しを徹底していくことも必要である。
- ・国でも事業仕分け等の取り組みにより、予算の無駄遣いや重複事業の根絶が進められており、これまで以上に事業執行について県民に対しての説明責任が必要になってくる。そのため、県民生活がどう変わったかという具体的な成果、アウトカムを明らかにしていくことが必要ではないかと考えている。
- ・県の予算については、編成方針、予算要求概要、執行計画、執行方針などをホームページ等を通じて広く公表をしているが、執行段階においては、現在の上半期と下半期の公表時期を、例えば四半期ごとにするなど、事業進行の遅れという課題に対して改善策を図っていくためにも、もう少し細かく公表するのはどうかと考えている。ただし、それによって事務の増加につながることもあるため、どのような項目を選定するかについては検討をしていきたい。

【主な意見】

- ・今年度から取り組みを始めた事業で、事業期間内に効果が表れていないという評価がなされているものがあるが、簡単に効果が表れないものもある。その年の目標をどこに置くかといったことも検討していただきたい。
→来年度以降の施策に向けて、効果が表れていないところをどのようにフォローするかということも考えていきたい。
- ・まれに「産業振興計画地域アクションプランの補助金を使いたいけど、手続きがややこしいので産業振興センターの補助金が使えないか」という相談がある。
→産業振興計画の補助金や産業振興センターの補助金、その他各部局で持っている総合補助金のようなものについては、整理ができないか、この予算編成で考えているところである。その上で、補助金を受けられる方には周知をしていく必要があるという課題意識を持っている。
- ・民間企業や生産者、加工業者、が本当にやる気になって使いやすい補助金の制度・仕組みについては、手軽に使えるものをどの程度どう持つかということもこれからの議論のあり方だと思う。補助金の審査のあり方も踏まえて、どうすれば産業成長戦略や地域アクションプランがもっと前向きに進むのかという観点で予算編成を考えていくことになると思う。この1年間を踏まえて、どのように全体を調整し予算編成するかは、トータルで考えないといけない。(副知事)
- ・来年度の予算編成に際しても、需要が確実に把握できているのか。県庁がパフォーマンスだけで予算を組むようなことなく、きちんとニーズの把握をして、この地域でこのようなことをするとどう変わるというアウトカムが証明できるくらいでないといけない。今後の財政課との調整や知事査定までに、見直しができるものは見直していき、熟度を高めていくものは熟度を高めていかなければ、来年度の執行段階で同じ指摘をされることになってしまう。反省すべきところは反省して進めてもらいたい。